

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第155期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社東京機械製作所

【英訳名】 TOKYO KIKAI SEISAKUSHO,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芝 則 之

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目26番24号

【電話番号】 (03)3451-8141(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡本 賢一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目26番24号

【電話番号】 (03)3451-8141(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡本 賢一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第154期 第3四半期連結 累計期間 | 第155期 第3四半期連結 累計期間 | 第154期 |
|-----------------------------------|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日 | 自 平成23年 4月1日 至 平成23年 12月31日 | 自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日 |
| 売上高 | (百万円) | 8,206 | 6,308 | 11,518 |
| 経常損失() | (百万円) | 4,832 | 3,994 | 7,664 |
| 当期純利益 又は四半期純損失() | (百万円) | 5,046 | 5,211 | 3,291 |
| 四半期包括利益 又は包括利益 | (百万円) | 5,259 | 5,212 | 2,862 |
| 純資産額 | (百万円) | 9,444 | 12,349 | 17,566 |
| 総資産額 | (百万円) | 34,305 | 33,858 | 41,469 |
| 1株当たり 当期純利益金額又は四 半期純損失金額() | (円) | 57.68 | 59.58 | 37.63 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 | (円) | | | |
| 自己資本比率 | (%) | 24.46 | 33.46 | 39.82 |

| 回次 | | 第154期 第3四半期連結 会計期間 | 第155期 第3四半期連結 会計期間 |
|----------------------|-----|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日 | 自 平成23年 10月1日 至 平成23年 12月31日 |
| 1株当たり 四半期純損失金額() | (円) | 14.16 | 16.19 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第154期は潜在株式が存在しないため記載しておらず、第154期第3四半期連結累計期間及び155期第3四半期連結累計期間は、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第154期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

(1) 当第3四半期連結累計期間において、新たに発生したリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前事業年度において3期連続して営業損失及び経常損失を計上し、営業キャッシュ・フローも7期連続してマイナスとなっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

ただし、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(6)」に記載のとおり、当該事象又は状況を解消し、改善するための具体的な対応策をとっていることから、当四半期連結会計期間の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまでには至っていないと判断しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日～平成23年12月31日)におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による生産の減少や消費低迷がありました。その後の各方面での復旧作業により平常に戻りつつあります。しかし原子力発電所問題による電力供給不安は解消されておらず、また米ドル、ユーロに対する急激な円高の長期化等の不安要素により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループ(当社及び連結子会社)の得意先である新聞業界は、新聞購読数及び広告収入の減少による収益圧迫要因により厳しい状況が続いております。

このような中で、当社グループは販路拡大と需要喚起に努めましたが、売上高・生産ともに十分な成績には至りませんでした。

当第3四半期連結累計期間では当社グループの主力製品である「カラートップ6000オフセット輪転機」を米国顧客に輸出し、国内では輪転印刷機の各種オーバーホール工事等を実施しました。

当第3四半期連結累計期間の業績については、以下のとおりであります。

《売上高》

当第3四半期連結累計期間の連結売上高は、前述のとおり十分な設備投資需要がないため、63億8百万円(前年同四半期比23.1%減)となりました。セグメントでは印刷機械関連が60億42百万円(前年同四半期比25.2%減)、不動産賃貸関連が2億66百万円(前年同四半期比124.8%増)となっております。

なお、当社グループの特性として、売上高が製品の納期により年間を通じて平準化しない傾向があります。

《営業損益》

損益面では、設計、製造の各方面で変動費、固定費のコストダウンに努めましたが、十分な売上高が計上できず、固定費を賄いきれなかったことにより、第3四半期連結累計期間の営業損失は36億40百万円(前年同四半期は営業損失45億42百万円)となりました。セグメントでは印刷機械関連の営業損失が26億48百万円(前年同四半期は営業損失33億41百万円)、不動産賃貸関連の営業利益が1億25百万円(前年同四

半期比228.9%増)です。

《経常損益》

借入金の支払利息及び円高による為替差損等を計上し、経常損失は39億94百万円(前年同四半期は経常損失48億32百万円)となりました。

《特別損益》

特別損益の部では借地権を売却したこと等による固定資産売却益を特別利益に1億13百万円計上しました。また工場移転跡地であり再開発を予定している玉川製造所第一工場の建物の除却等により5億73百万円の固定資産除売却損を特別損失に計上しました。

以上の結果、税金等調整前四半期純損失は46億86百万円(前年同四半期は税金等調整前四半期純損失52億40百万円)となり、第3四半期連結累計期間の四半期純損失は52億11百万円(前年同四半期は四半期純損失50億46百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末に比べ76億10百万円減少し、338億58百万円となりました。

資産の部では、現金及び預金の減少等により流動資産が82億11百万円減少し170億96百万円となり、武蔵小杉駅前再開発のための土地購入等により有形固定資産が12億47百万円増加し125億28百万円となり、株式相場下落等により投資その他の資産が5億72百万円減少し39億17百万円となりました。

負債の部は、その他(設備関係支払手形)の減少等により、前連結会計年度末に比べ23億93百万円減少し215億8百万円となりました。

純資産の部は、前連結会計年度末に比べ52億16百万円減少し123億49百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、上場企業である以上、当社株式の取引は、株主・投資家の自由な判断においてなされるのが原則であり、大規模な当社株式等の買付行為(以下「大規模買付行為」という。)がなされた場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

従って、当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案がなされる可能性も否定できません。

一方で、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のためには、顧客との信頼関係を重視した中長期的視野に立った経営への取組み、高度な技術力の維持およびそのさらなる向上、そしてそれらを支える全社員の高いモチベーションの維持と、これらによって築かれた国内外の顧客・取引先等のステークホルダーとの間の永年の信頼関係への深い理解が必要不可欠であります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらのことを十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続維持向上させる者でなければならないと考えております。従って、上に述べたような当社の企業価値・株主共同の利益に資さないおそれのある不適切な大規模買付行為等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上のために、

新工場として千葉県木更津市のかずさアカデミアパークに最新鋭の設備を備えた「かずさテクノロジーセンター」を建設(平成23年3月完成)による効率的な研究開発・生産・サービス体制の確立

玉川製造所跡地を利用した地域社会等のステークホルダーにも配慮した中長期的観点からの再開発およびその他資産の有効活用

社員の士気を高める人事制度と社員教育・研修の充実

環境マネジメントシステムISO14001を展開し、省資源、省エネルギー製品の開発

今後も成長が見込まれる中国を初めとした海外市場における営業活動の推進

など、当社の将来を見据えた施策に鋭意取り組んでおります。今後も中長期的な視点に立ち当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことに最大限の努力をしていきます。

不適切な者の支配を防止するための取組み

1 導入の必要性

当社が外部者である大規模買付者からの買付けの提案を受けた際に、株主が、当社と顧客企業との関係や当社の高い技術力等の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

す。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。)が行われた際に、当該買付提案に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして、下記にその詳細を記載する本プランの導入が必要不可欠であると判断しました。

2 大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為は以下に定めるルール(以下「大規模買付ルール」という。)に従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考えております。大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「買付情報」という。)を、提供してもらいます。買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループの詳細

大規模買付行為の目的、方法および内容

当社株式の取得対価の算定根拠

取得資金の裏付け

当社株式取得後に想定している当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および従業員の処遇等

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出してもらいます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明記してもらいます。当社は、この意向表明書を受領した後、5営業日以内に、大規模買付者から当初提供してもらうべき買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供してもらった情報では、買付内容の検討に必要な情報として不十分であると認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して追加的に情報提供をしてもらう場合があります。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された買付情報は、当社株主の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」という。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は提供された買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主に対して代替案を提示することもあります。

3 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法等のいかに関わらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と認められるものを選択することとなります。

(2) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案について反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、当社株主において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を検討の上、判断を得ることとなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であっても、例えば、当該大規模買付者が、

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券など高額資産等の売却等をさせ、それによって得られた利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当等による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合など、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守るため、上記(1)記載の場合と同様、適切と認められる対抗措置をとることがあります。

なお、大規模買付者の意図が上記の例示に形式的に該当することのみを理由として対抗措置をとるようなことはしないものとします。また、株主以外の利害関係者の利益に悪影響を与えることのみを理由として、上記例外的措置を行うことはしないものとします。

この対抗措置がとられた場合、大規模買付者は、希釈化等の不利益を受けることがあります。

前記 ① の当社取締役(以下「当社取締役」という。)についての取締役会の判断

1 当社取締役会は、以下の理由により当社取締役が前記 ①の基本方針(以下「基本方針」という。)に沿って策定されており、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

当社の主力事業である印刷機械の製造は、定型的な製品を単に製造・販売するというものではなく、顧客企業のニーズに合致するように、顧客企業の要請を十分に把握しながら、顧客企業とともに開発・製作していくものであり、かつ、据付けから運転、メンテナンスまでを顧客と密接な関係を保ちながら遂行していく点にその特徴があります。従って、顧客企業のニーズに応える製品を製作するためには、最先端かつ高度な技術力が不可欠でありますことに加え、顧客企業の業務プロセスを的確に理解し、その中にまで入り込んで、機械の製作・管理運営を行うことが極めて重要となります。当社が、明治7年の創業以来、世界でトップクラスの輪転機事業メーカーとして、また近年では商業印刷機械メーカーとしても成長を続けて来られたのも、高度な技術力の維持およびそのさらなる向上に向けて不断の努力を行うとともに、顧客企業との間に親密な信頼関係を築き上げてきたからこそであり、当社の企業価値の源泉もそこにあるものと確信しております。

前記 ①の取締役会はこれらの観点から、中長期的かつ具体的に当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な維持向上に資する施策であると判断しております。

前記 ①の買収防衛策については、株主総会の決議を経ており、取締役の改選時期に合わせて2年毎に株主総会の議案として付議し株主の判断を得ることになっております。また、大規模買付ルールが守られた場合には取締役会が反対であっても、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すのではなく、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすと認められる場合以外には対抗措置は発動しない等、支配者として不適切なものを排除し、最終的には株主の判断に委ねるという基本方針に沿うものであると判断しております。

2 当社取締役会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社取締役会は、その判断に際して、当社監査役の過半数の同意を得るものとします。当社取締役会および当社監査役は、それぞれ別々に、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を得ることができるものとしております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は3億4百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

「新設及び除却」

平成23年7月に川崎市所在の当社主力工場玉川製作所を閉鎖し、平成23年3月に完成し稼働準備中であった千葉県木更津市のかずさテクノセンターへ平成23年8月に工場移転いたしました。

これにより玉川製造所の建物及び構築物4億42百万円と機械装置及び運搬具25百万円を除却し、かずさテクノセンターにおいて機械装置及び運搬具4億8百万円を新たに計上しました。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象を解消し、または改善するための対応策

当社グループには、「第2 事業の状況の1 事業等のリスク(2)」に記載のとおり、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、改善ならびに解消が実現できると考えております。

- ・適正規模の確立(売上規模に見合った組織体制の構築)
- ・売上高の確保(海外市場、新製品、新分野での市場開拓)
- ・コスト削減(かずさテクノセンター移転による生産性の向上、人件費のカット等の計画)
- ・所有不動産の有効活用(玉川製造所跡地再開発による賃貸収入見込み)

従いまして、当四半期連結会計期間の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断し、四半期連結財務諸表の「継続企業の前提に関する注記」には記載しておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 360,000,000 |
| 計 | 360,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成24年2月14日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---|---------------------------------|------------------------------------|-------------|
| 普通株式 | 90,279,200 | 90,279,200 | 株東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数1,000株 |
| 計 | 90,279,200 | 90,279,200 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成23年12月31日 | | 90,279,200 | | 8,341,000 | | 2,085,250 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式2,815,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式86,481,000 | 86,481 | |
| 単元未満株式 | 普通株式983,200 | | |
| 発行済株式総数 | 90,279,200 | | |
| 総株主の議決権 | | 86,481 | |

(注)「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,000株(議決権の数1個)及び400株含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|-------------|-----------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 株式会社東京機械製作所 | 東京都港区芝五丁目26番24号 | 2,815,000 | | 2,815,000 | 3.11 |
| 計 | | 2,815,000 | | 2,815,000 | 3.11 |

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

| 新役名及び職名 | 旧役名及び職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|-------------------------------------|---------------------------|-------|------------|
| 取締役 (かずさテクノセンター長・技術担当) | 取締役 (玉川製造所長・技術担当) | 小林 晴佳 | 平成23年7月1日 |
| 取締役 (かずさテクノセンター長・ 技術担当兼生産本部長) | 取締役 (かずさテクノセンター長・技術担当) | 小林 晴佳 | 平成23年10月1日 |

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 14,054,305 | 7,776,521 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,182,117 | 2,691,259 |
| 有価証券 | 2,744,150 | 900,000 |
| 仕掛品 | 2,914,997 | 3,518,238 |
| 原材料及び貯蔵品 | 719,207 | 683,874 |
| 繰延税金資産 | 587,363 | 374,349 |
| その他 | 1,108,414 | 1,156,304 |
| 貸倒引当金 | 2,972 | 4,315 |
| 流動資産合計 | 25,307,583 | 17,096,232 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 6,083,072 | 5,541,970 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 830,271 | 1,070,374 |
| 土地 | 2,888,990 | 3,977,070 |
| リース資産(純額) | 989,622 | 903,976 |
| その他(純額) | 489,164 | 1,035,275 |
| 有形固定資産合計 | 11,281,121 | 12,528,668 |
| 無形固定資産 | | |
| その他 | 362,257 | 297,301 |
| 無形固定資産合計 | 362,257 | 297,301 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 2,991,598 | 2,673,086 |
| その他 | 2,778,400 | 2,381,608 |
| 貸倒引当金 | 1,280,613 | 1,137,550 |
| 投資その他の資産合計 | 4,489,385 | 3,917,144 |
| 固定資産合計 | 16,132,765 | 16,743,113 |
| 繰延資産 | | |
| 社債発行費 | 28,918 | 19,624 |
| 繰延資産合計 | 28,918 | 19,624 |
| 資産合計 | 41,469,267 | 33,858,970 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,891,795 | 1,101,142 |
| 短期借入金 | 422,000 | 422,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 5,533,625 | 5,644,999 |
| 1年内償還予定の社債 | 540,000 | 540,000 |
| 未払法人税等 | 182,350 | 78,549 |
| 前受金 | 297,917 | 689,091 |
| 賞与引当金 | 267,304 | 102,350 |
| 受注損失引当金 | 1,025,464 | 824,277 |
| 工場移転損失引当金 | 315,000 | 500,000 |
| その他の引当金 | 110,079 | 77,943 |
| その他 | 2,725,733 | 972,091 |
| 流動負債合計 | 13,311,269 | 10,952,445 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 810,000 | 540,000 |
| 長期借入金 | 2,343,375 | 3,066,666 |
| 退職給付引当金 | 4,390,134 | 4,325,705 |
| 役員退職慰労引当金 | 559,633 | 573,497 |
| 環境対策引当金 | 436,400 | 436,400 |
| 工場移転損失引当金 | 500,000 | - |
| その他 | 1,552,123 | 1,614,283 |
| 固定負債合計 | 10,591,666 | 10,556,552 |
| 負債合計 | 23,902,936 | 21,508,998 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 8,341,000 | 8,341,000 |
| 資本剰余金 | 3,807,396 | 3,807,396 |
| 利益剰余金 | 5,364,323 | 152,840 |
| 自己株式 | 560,530 | 562,491 |
| 株主資本合計 | 16,952,189 | 11,738,744 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 425,052 | 422,464 |
| 為替換算調整勘定 | 12,515 | 15,236 |
| その他の包括利益累計額合計 | 437,567 | 407,228 |
| 少数株主持分 | 1,051,709 | 1,018,456 |
| 純資産合計 | 17,566,331 | 12,349,972 |
| 負債純資産合計 | 41,469,267 | 33,858,970 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|--------------------|--|--|
| 売上高 | 8,206,704 | 6,308,503 |
| 売上原価 | 10,355,133 | 7,637,912 |
| 売上総損失() | 2,148,428 | 1,329,408 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,394,012 | 2,311,341 |
| 営業損失() | 4,542,441 | 3,640,750 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 6,639 | 10,291 |
| 受取配当金 | 70,198 | 77,543 |
| 負ののれん償却額 | 34,932 | - |
| 助成金収入 | 72,058 | 7,140 |
| その他 | 99,367 | 147,629 |
| 営業外収益合計 | 283,195 | 242,605 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 258,484 | 217,434 |
| 為替差損 | 208,440 | 220,720 |
| その他 | 106,332 | 158,410 |
| 営業外費用合計 | 573,256 | 596,565 |
| 経常損失() | 4,832,502 | 3,994,710 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 163 | 113,451 |
| 補助金収入 | - | 102,095 |
| 投資有価証券売却益 | 1,441 | - |
| 製品保証引当金戻入額 | 11,823 | - |
| 収用補償金 | 83,898 | - |
| 工場移転損失引当金戻入額 | - | 21,617 |
| 特別利益合計 | 97,326 | 237,164 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 867 | 573,137 |
| 投資有価証券売却損 | - | 1,089 |
| 投資有価証券評価損 | 68,348 | 349,010 |
| ゴルフ会員権評価損 | 6,940 | 6,200 |
| 環境対策引当金繰入額 | 429,000 | - |
| 特別損失合計 | 505,156 | 929,437 |
| 税金等調整前四半期純損失() | 5,240,332 | 4,686,984 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 34,620 | 91,420 |
| 法人税等調整額 | 224,927 | 464,672 |
| 法人税等合計 | 190,306 | 556,093 |
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 5,050,026 | 5,243,077 |
| 少数株主損失() | 3,899 | 31,593 |
| 四半期純損失() | 5,046,127 | 5,211,483 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|--------------------|--|--|
| 少数株主損益調整前四半期純損失() | 5,050,026 | 5,243,077 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 260,475 | 2,593 |
| 為替換算調整勘定 | 51,043 | 27,751 |
| その他の包括利益合計 | 209,432 | 30,345 |
| 四半期包括利益 | 5,259,458 | 5,212,732 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 5,255,547 | 5,181,144 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 3,911 | 31,588 |

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) | |
|---|--|
| (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) | |
| 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 | |
| (法人税率の変更等による影響) | |
| 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.64%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産(流動)は25,325千円減少し、繰延税金資産(固定)は879千円減少し、繰延税金負債(固定)は47,503千円減少し、法人税等調整額は21,299千円減少しております。 | |

【注記事項】

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|------|-------------------------|-------------------------------|
| 受取手形 | - | 643千円 |
| 支払手形 | - | 459,560千円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) |
|-------|--|--|
| 減価償却費 | 472,142千円 | 594,366千円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | |
|-----------------------|-----------|---------|-----------|
| | 印刷機械関連 | 不動産賃貸関連 | 計 |
| 売上高 | | | |
| 外部顧客への売上高 | 8,088,229 | 118,475 | 8,206,704 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | | | |
| 計 | 8,088,229 | 118,475 | 8,206,704 |
| セグメント利益又は損失() | 3,341,493 | 37,998 | 3,303,494 |

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

| 利益 | 金額 |
|--------------------|-----------|
| 報告セグメント計 | 3,303,494 |
| 全社費用(注) | 1,238,946 |
| 四半期連結損益計算書の営業損失() | 4,542,441 |

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | |
|-----------------------|-----------|---------|-----------|
| | 印刷機械関連 | 不動産賃貸関連 | 計 |
| 売上高 | | | |
| 外部顧客への売上高 | 6,042,158 | 266,345 | 6,308,503 |
| セグメント間の内部売上高 又は振替高 | | | |
| 計 | 6,042,158 | 266,345 | 6,308,503 |
| セグメント利益又は損失() | 2,648,875 | 125,004 | 2,523,870 |

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

| 利益 | 金額 |
|--------------------|-----------|
| 報告セグメント計 | 2,523,870 |
| 全社費用(注) | 1,116,880 |
| 四半期連結損益計算書の営業損失() | 3,640,750 |

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社の一般管理費であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|-------------------|--|--|
| 1株当たり四半期純損失金額(円) | 57.68 | 59.58 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純損失(千円) | 5,046,127 | 5,211,483 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る四半期純損失(千円) | 5,046,127 | 5,211,483 |
| 期中平均株式数(千株) | 87,482 | 87,460 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

株式会社東京機械製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 前原一彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥田基樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京機械製作所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京機械製作所及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。